

- 1 議案名 徳島県立学校処務規程の一部を改正する訓令について
- 2 提案理由 徳島県立城ノ内中等教育学校の設置に伴い、所要の整理を行う必要がある。
- 3 関係法令 なし

教 職 員 課

徳島県立学校処務規程の一部を改正する訓令について

教職員課

1 改正理由

徳島県立城ノ内中等教育学校の設置に伴い、所要の整理を行う必要がある。

2 改正概要

代決者及び代決の順位を定める表に中等教育学校を加えることとした。

3 施行期日

令和元年11月1日

条 例 等 立 案 表

<p>題 名</p> <p>徳島県立学校処務規程の一部を改正する訓令</p>	<p>課(室)名</p> <p>教 職 員 課</p>
	<p>担当者名</p> <p>尾 嶋 充</p>
	<p>電話番号</p> <p>三 一 三 三</p>
<p>改正理由</p> <p>徳島県立城ノ内中等教育学校の設置に伴い、所要の整理を行う必要がある。</p>	
<p>あらまし</p> <p>一 代決者及び代決の順位を定める表に中等教育学校を加えることとした。</p> <p>二 この訓令は、令和元年十一月一日から施行することとした。</p>	
<p>予算上の措置</p>	<p>考 備</p>
<p>関係法規</p>	
<p>法令審査会 <input checked="" type="checkbox"/> 要 ・ 否</p>	

徳島県教育委員会訓令第 号

各 県 立 学 校

徳島県立学校処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和元年 月 日

徳島県教育委員会

教育長 美 馬 持 仁

徳島県立学校処務規程の一部を改正する訓令

徳島県立学校処務規程（昭和四十九年徳島県教育委員会訓令第一号）の一部を次のよう
に改正する。

第七条第一項の表中「吟口垂の雛籠」の次に「廿娘雙耐咩枝」を加える。

附 則

この訓令は、令和元年十一月一日から施行する。

改正後		現行			
2 (略)	高等学校の定時制・通信制の課程	中学校、高等学校の全日制の課程、中等教育学校及び特別支援学校			
	(略)	副校長が置かれていない場合	副校長が置かれていないとき	副校長が置かれていないとき	副校長が置かれていないとき
	(略)	教頭が一人置かれていないとき	教頭が二人以上置かれていないとき	教頭が一人置かれていないとき	教頭が二人以上置かれていないとき
	(略)	教頭が一人置かれていないとき	校長があらかじめ第一順位者として指定する	校長があらかじめ第一順位者として指定する	校長があらかじめ第一順位者として指定する
	(略)	校長があらかじめ第一順位者として指定する	校長があらかじめ第二順位者として指定する	校長があらかじめ第二順位者として指定する	校長があらかじめ第二順位者として指定する
2 (略)	高等学校の定時制・通信制の課程	中学校、高等学校の全日制の課程、中等教育学校及び特別支援学校			
	(略)	副校長が置かれていない場合	副校長が置かれていないとき	副校長が置かれていないとき	副校長が置かれていないとき
	(略)	教頭が一人置かれていないとき	教頭が二人以上置かれていないとき	教頭が一人置かれていないとき	教頭が二人以上置かれていないとき
	(略)	教頭が一人置かれていないとき	校長があらかじめ第一順位者として指定する	校長があらかじめ第一順位者として指定する	校長があらかじめ第一順位者として指定する
	(略)	校長があらかじめ第一順位者として指定する	校長があらかじめ第二順位者として指定する	校長があらかじめ第二順位者として指定する	校長があらかじめ第二順位者として指定する

(代表者及び代決の順位)
 第七条 校長が不在の場合は、緊急やむを得ないときに限り、次の表の区分欄に掲げる区分に応じて第一順位者が代決し、第一順位者も不在のときは、第二順位者が代決し、第二順位者も不在のときは、第三順位者が代決するものとする。

(代表者及び代決の順位)
 第七条 校長が不在の場合は、緊急やむを得ないときに限り、次の表の区分欄に掲げる区分に応じて第一順位者が代決し、第一順位者も不在のときは、第二順位者が代決し、第二順位者も不在のときは、第三順位者が代決するものとする。

区分	第一順位者	第二順位者	第三順位者
副校長が置かれていない場合	校長があらかじめ第一順位者として指定する 副校長又は教頭	校長があらかじめ第二順位者として指定する 教頭、主幹教諭、指導教諭又は教諭	校長があらかじめ第三順位者として指定する 主幹教諭、指導教諭又は教諭
教頭が置かれていないとき	校長があらかじめ第一順位者として指定する 副校長	校長があらかじめ第二順位者として指定する 主幹教諭、指導教諭又は教諭	
副校長が置かれていない場合	二人以上置かれていないとき 教頭	二人以上置かれていないとき 教頭	二人以上置かれていないとき 教頭
教頭が一人置かれていないとき	校長があらかじめ第一順位者として指定する	校長があらかじめ第二順位者として指定する	校長があらかじめ第三順位者として指定する
校長が一人置かれていないとき	校長があらかじめ第一順位者として指定する	校長があらかじめ第二順位者として指定する	校長があらかじめ第三順位者として指定する

区分	第一順位者	第二順位者	第三順位者
副校長が置かれていない場合	校長があらかじめ第一順位者として指定する 副校長又は教頭	校長があらかじめ第二順位者として指定する 教頭、主幹教諭、指導教諭又は教諭	校長があらかじめ第三順位者として指定する 主幹教諭、指導教諭又は教諭
教頭が置かれていないとき	校長があらかじめ第一順位者として指定する 副校長	校長があらかじめ第二順位者として指定する 主幹教諭、指導教諭又は教諭	
副校長が置かれていない場合	二人以上置かれていないとき 教頭	二人以上置かれていないとき 教頭	二人以上置かれていないとき 教頭
教頭が一人置かれていないとき	校長があらかじめ第一順位者として指定する	校長があらかじめ第二順位者として指定する	校長があらかじめ第三順位者として指定する
校長が一人置かれていないとき	校長があらかじめ第一順位者として指定する	校長があらかじめ第二順位者として指定する	校長があらかじめ第三順位者として指定する